

令和6年3月定例会 一般質問 中井政友議員

※代表質問・一般質問の会議録より抜粋し掲載しております。(各議員からの「質問」(問)に該当する部分を黄色マーキングしております。)

「保育所・幼稚園・こども園について」

○中井政友 最後になりましたが、皆さん最後までよろしくお願いいたします。

3月議会、能登震災等が起こった後の議会となりました。被災された方々へのお見舞いを申し上げますとともに、亡くなられた方へのご冥福をお祈りいたします。

今回、日本共産党中井政友は、第1項目として、9月議会に続いて保育士の問題、第2項目には、市長選挙を控え、香芝市のまちづくりについて質問させていただきたいと思います。

まず、保育所、こども園、幼稚園について。保育士の問題について質問させていただきます。

保育士不足は、日本の全国的な問題になっており、私も国への意見書等をこの議会で訴えました。保育士の定数改善や待遇改善を訴えました。香芝での状態についてお聞きしたいと思います。正規職員は足りているのでしょうか。幼・保、こども園の保育士、幼稚園教諭の人数は現在何人でしょうか。あわせて、正規職員、会計年度職員ごとの人数も併せてお知らせいただきたいと思います。

○福祉部長 必要配置人員につきましては、正規職員、任期付職員、会計年度任用職員等を含め配置してございます。人数でございますけれども、保育所、幼稚園、こども園全体で、令和6年1月末現在でございますが、正規職員が158名、任期付職員が38名、会計年度任用職員の月給が27名、同じく会計年度のパートが44名で、合計267名と聞いてございます。

以上でございます。

○中井政友 国のこども未来戦略には、配置基準の改正が、今、明記されましたが、当分の間は経過措置とされ、加算措置は基準以上に配置を行った施設しか対象になっていません。等しく保障されるべき保育環境の差が生まれています。加算額も1人の保育士を配置するには不十分な状態になっています。幼・保再編方針では、最終、そうした保育士の状態にあるにもかかわらず、公立保育所は1か所だけが残ります。今後、どのような計画的な職員配置をされるのか、お考えをお願いします。

○福祉部長 正規職員につきましては、公立の保育所、こども園などに配置する予定でございます。

○中井政友 公立保育所が1か所になっていくことについて、今後の職員配置が大変なことになると思います。今後の保育所等の状況を見ながら、年齢や経験、人数など、保育士さんの職種も併せて見ながら、香芝市の子育て世代の運営をされねばなりません。

最終的に、正規職員の方たちをこの幼・保再編方針を進められるのであれば、1か所に集めていかれるということになります。そのような計画がありながら、現状は正規職員の方が慢性的に不足しているのが実態ではないでしょうか。それに代わる会計年度職員の方々も十分確保できず、昨年、人材派遣会社からの募集もされていました。現在の保育環境は大変な状況にあり、保育士さんを確保するには、処遇改善を持ってすべきであると考えます。

その中で、今、議会でも提案されていますが、会計年度職員の待遇改善について、他県では令和5年度の人事院勧告に基づき、給与改定を令和5年4月に遡って適用されているところもあると聞いています。香芝市ではどのような対応を今後されるのかをお願いします。

○企画部長 お答えいたします。

香芝市の会計年度任用職員の給与改定については、遡及適用はいたしてございません。令和6年4月からの反映という形になってございます。

○中井政友 来年度4月から実施するということですね。

しかし、この待遇改善については、国の総務省が幾度も通知したように、国も交付税措置をするからということがありますので、全国の約55%の自治体が4月遡及を実施しました。多くの会計年度任用職員の方々が市役所で働かれているという実態、また同一労働同一賃金の原則からいって必要です。

国策に負うところが多いですが、日本が賃金が上がらない国になり、若者が結婚しない、そして子供が生まれない、そうした状態になっているのは、こうした賃金の抑制が影響し、経済も回らなくなってきたんだと思います。

香芝市では、期末手当と引き換えに月例給を減額するようなことがあってはなりません。次の質問に行きます。

幼・保、こども園の保育士、幼稚園教諭の人数は先ほど聞かせていただきましたが、この3月末での退職者数や、新たに4月からの採用は何人にされるのか、こちらも正規職員数や会計年度職員別をお願いします。

○企画部長 こちらも常勤の職員ということで、正規職員につきましては、3月31日で8人退職予定でございます。また、4月1日付では13人採用予定となっており、差引き5名増える予定となっております。

会計年度任用職員については、3月31日付で5人退職予定でございまして、4月1日付では4名採用予定となっており、差引き1名減となる予定となっております。

正規職員、会計年度任用職員を合わせますと、4名の増となる予定になってございます。

現在も、会計年度任用職員を継続して募集いたしておりまして、また労働者派遣も増やしてしっかりと対応してまいりたいというふうに考えてございます。

○中井政友 保育士、幼稚園教諭の確保をしっかりといただきたいと思います。その上で、質の高い保育等を続けていただきたいと思いますところです。

そして、今、実態として、幼・保の人員が他市と比べて多く、一般職員の定員を圧迫しているのではないかと聞いていますが、この実態についてお伺いします。

○企画部長 定員管理上、類似団体比較におきまして、保育所、こども園の民生部門においては、平均よりも約30%超過いたしております。

幼稚園のある教育部門におきましても約37%超過しているという状況でございますと、幼・保再編により、今後、その効率化というのが必要であるのではないかというふうに考えてございます。

○中井政友 保育士、幼稚園教諭は、一般職の枠の中であるので、類似団体よりも、その一般職の保育士、幼稚園の先生方の人数が一般職の枠の中で圧迫している形になっていると、そういうお答えだったと思います。

私も、市町村要覧を見ました。県の平均より30%多いということですが、全体としては、私も奈良県の市町村要覧を見、類似団体と比較した部門別職員数の状況、令和3年と令和2年の比較であります。これを見るとかなり市町村によって幅があります。

香芝市と同じような状態になっているのは、宇陀市や、五條市、天理市です。24人や30人、天理市では99人が超過しています。逆に、マイナスになっているのは郡山市や葛城市、生駒市などです。市町村によってかなりの幅があるというふうに見えました。

また、部門別にでも、これは、この表を見られまして、民生や教育に多い傾向は、この全体としてどこの市も同じ傾向にありました。こうした傾向のうえで検討すべきではないでしょうか。

今現在の香芝市の定数条例上の人数、648人とありますが、これはいつ頃からの数字でしょうか。

○企画部長 昭和50年4月の施行時に647名であったものが、平成13年4月に監査委員会の定員を2名から3名に1名増とした改正がございまして、現在の648人となりました。それ以後の改正はいたしておりません。

○中井政友 私のさきの答弁にもありましたが、これについての計画がずっとなかったというふうにありましたが、昭和50年度の人口と、現在の7万8,000人の人口と、大変乖離があります。

定数条例の人数と、実際の職員数は乖離があります。一般職でなくても、定数の定めがあるのは保育所、幼稚園等の職員です。そして、定数の定めのない一般職において、政府の方針や退職手当債などの債務のために、行政改革の施策が進行された形で職員の削減が行われた。そういうことの影響ではないでしょうか。これが市町村によっての幅の影響と考えます。

これを転嫁して、日々、市民に直接影響のある公立保育所や幼稚園の先生を減らすために、公立保育所を民営化していくという安易な結論を出すのはよくないのではないのでしょうか。公立保育所の持つ役割をよく踏まえていただきたいと思います。

また、なぜ現在の職員数に至ったのか、過去の検証が必要ではないのでしょうか。

市の財政は、基本的に人口に応じて財政措置がされています。決算カードをたどると、平成28年度より一般職の在籍数は400人前後を続けています。そして、その間の人件費も22%

から23%内です。なぜ、一般職を増やせないのか、詳しく検証すべきだと思います。

次に、幼・保再編方針について質問させていただきます。

公立幼稚園及び公立保育所の再編に関する基本方針は、方針であるのに、文章を読みますと計画とされていたりして混在しています。この方針であるのに計画と記載されている、これを、どういうふうに違うのか、整理していただきたいと思います。

○福祉部長 公立幼・保の再編等に関する基本方針でございますが、こちらは方向性を示す方針でございます。方針を進めるための目安を示すために、第1期計画、第2期計画などと表記をしております。

以上でございます。

○中井政友 学校再編基本方針では、ここがすごく議論になっています。計画と方針についての市長の考えも出ました。しかし、この幼稚園、保育所にわたっては、方針といっても実際に公立五位堂幼稚園や保育所にわたっては、もう直近の問題になっています。移転や統合、民営化は具体的に話し合われ、進んでいます。計画そのものになっているのではないのでしょうか。

○福祉部長 繰り返しますが、あくまでも方針でございます。

○中井政友 もう、どう考えても計画になっているというふうに考えます。

計画になっているにもかかわらず、保護者にはまだ説明がされておられません。また、職員の方にも同様だと思います。いつ説明されるのでしょうか。

○福祉部長 以前よりお伝えしてございますが、保護者の方への説明はまだ行ってございません。方向性のほうが決定いたしましたら、職員、そして保護者や地域の方々への説明を考えてございます。

○中井政友 方向性も、すぐにもう出てしまうかもしれません。今回の議会の議案でも、五位堂駅北の駐車場の契約について議案として出ています。それなら、それまでに、また同時に、保護者、職員に説明すべきではないでしょうか。

今、公有財産有効活用検討会議の議論だけの財政論だけではなく、開かれた公的な場で、保育所、幼稚園をどうするかを議論し検討すべきではないでしょうか。

9月以降の五位堂地域の公立保育所、幼稚園のことはどのようになっているのでしょうか。

○福祉部長 令和6年2月に、経営会議にて場所や規模などの方向性の協議をいただきましたけれども、6月以降に再度協議することとなっております。

○中井政友 経営会議でも議論を始めたということですね。しからば、もう具体的に進んでいる計画ではないのでしょうか。五位堂地域の公有地についての市場調査、サウンディング調査を受けて、公有財産検討会議での報告はどのようになっていたでしょうか。

○福祉部長 検討会議には、管財課のほうから報告をいただきまして、調査結果につきましては、香芝市ホームページ掲載のとおりでございます。

○中井政友 私もそのホームページを読ませていただきましたが、公有地を活用すること

について、いろんな意見を伺っていたというふうに書いていました。既存の幼稚園や保育所をなくすことは、本当に有効な活用でしょうか。今の五位堂の地域になじんだ保育所や幼稚園を移して、五位堂駅北の地にこども園として集中的に行う、既存の幼稚園、保育所は廃園にすると、そのことで身近で利用しやすい子育て施策から離れています。小規模な保育所を駅の北につくることが、どの地域にとっても利用しやすいことになるのではないのでしょうか。

これから、子供が減る中で、公民、公立、民間を問わず保育所等の運営は大変です。サウンディング報告書のように、今、保育所の行政は、収益が上がらないならば、なおさらに公立で運営を継続する必要があるのではないのでしょうか。収益にかかわらず公共性を優先する公立保育所の存在こそが必要です。

子供、保護者に何が最善か。有効活用検討会議では、財政のお金だけになっているのではないのでしょうか。昨年、私の9月議会の答弁では、民営化して出てきたお金で子育てに役立たいと、そういうふうな内容でした。しかし、報告書の中での選択肢の中で検討されていくことになるのではないですか。駅北駐車場の指定管理が終わる残された1年間で、どのように保育について議論するかが問われています。

保育所再編方針、学校再編方針ともに、五位堂駅北側の市民は近鉄路線を越えることになります。私は安全性に大変疑問を感じています。安全性や交通量調査を行ってください。近鉄大阪線五位堂駅の東西の踏切は、近年、市の努力もあって拡張していただいたとはいえ、見通しの悪さや複雑な道路事情があります。また、近隣の住宅開発により朝夕の交通渋滞がさらに激しくなりました。

この幼・保再編方針や、学校統廃合の計画であれば、将来、駅南側までのこども園の利用者、さらに鎌田地域の東中学校区の生徒が通ることになりかねません。大変危険で、かつ通過に時間のかかることになり、市として安全性や利便性、特に安全性に責任を持って計画していただきたいところです。交通量調査や現地確認をしていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○福祉部長 以前にもご答弁させていただきましたが、交通量調査等を実施する予定はございません。

○中井政友 繰り返しですが、行政として、市民の安全に最善を期すのが立場です。通所、通学に安全性を責任を持って計画すべきだと思います。一番大事なことだと思います。

次の質問に移ります。

前回の基本方針から、どうして五位堂保育所や幼稚園を統廃合、移転に変わったのか、その理由をお答えください。

○福祉部長 当初の方針では、五位堂地域に誘致を行い、その後、公立の保育所と幼稚園をこども園化し民営化を検討してございましたが、改訂版のほうでは、民間の事業者様に1か所で一体的な運営をいただけるこども園、こちらに変更したものでございます。

○中井政友 現在の五位堂保育所や幼稚園をこども園として利用し、さらに駅の北にもこ

ども園をつくろうと、そういう計画だったという、そういう説明でよろしいですね。

最近の人事院勧告を受け、今の民間保育所も大変だというふうなことが、サウンディング調査にも同じような報告書が上がっていました。民間保育士の公定価格を引き上げ、待遇改善をしようというふうに政府もなりましたが、大半、一時的な手当になって、基本給の引上げにつながらない。

政府の調査では、保育所の基準の配置人数は、市立保育所は平均11.4人であるけれども、実際の配置人数は平均15.7人と、1.5倍の配置をしなければ適切な保育ができない状態になっています。公定価格、職員への給与で算定される人件費は、基準に基づく職員数で配置されるために、基準以上の配置をしている保育所ほど、1人当たりの人件費がかかり、そのために非正規職員を増やして対応している民間保育所が多く出ていると聞いています。民間にしても大変だというふうなことが、サウンディング調査でも、収益が上がらない、そういうような答えがあつたのではないのでしょうか。

香芝市で、特定の保育所に子供を預けたいと考える保育所が年々増えているのも一方であります。厚生労働省が、市町村の調査を集めた保育所等関連状況を取りまとめ、申込者の条項を見ると、そのことがうかがえます。特定の保育所に限って希望される保護者が、来年度は48人もおられました。こういう方々は、保育未利用者というふうに名づけられていましたが、この増加について香芝市としてはどのようにお考えか、お願いします。

○福祉部長 私も、令和5年度の保育所等関連状況取りまとめを確認させていただきましたけれども、特定の保育園等のみ希望している者につきましては、前年と同数でございました、国基準の待機児童はゼロとなつてございました。

○中井政友 国基準の待機児童はゼロと。特定、この保育所に子供を預けたいという方が諦められたと、そういうことでゼロになっているということになっています。

この保育課が送った資料を、こども家庭庁が集めて厚労省が集積しているので、香芝市は例年にわたって歴年の数を持っているはずなので、もっと手繰っていただきたいというふうに思います。

これを、資料をまとめましたら、令和5年1,943人の方が申し込まれて、先ほどの48人を引きますと1,895人の方が利用されると。48人の方は2.5%おられたというふうにあります。これを過去に遡ると、確かに令和4年は同数の48人が諦められたというふうにあります。令和2年では28人、全体の1.5%。平成30年はゼロでした、0.1%。少しずつ増えてきているんです。地域で保育所、子供を預けたいという方が、少しずつ増えているというふうに捉えられないでしょうか。福祉課としても、こうした実態を持っているはずなので、しっかりと状況を見ていただきたいというふうに思います。

再編方針が、方針でなく、このまま計画として実行されたら、五位堂保育所はあと一、二年後にはなくなるのであれば、これまでの計画的に職員の方々がこの保育所を整備されてきた意味がなくなってしまう。門扉や防犯カメラ、トイレの改修等が行われてきました。このことについての考えはございませんか。

○福祉部長 現在、保育所等で実施してございますのは、施設整備工事というのではなく、子供たちが過ごしやすい環境を整えるための改善や修繕となっております。

以上でございます。

○中井政友 大きな、確かに施設整備ではありませんが、環境の改善、修繕も同様です。枠としては、予算の中では一緒になっているのではないのでしょうか。自分たちの努力を否定してはいけないと思います。

保護者や住民が安心して子供を預け働ける環境をつくるのが、子育てのまちと本当に見えると思います。この幼・保再編方針を、多くの人が理解でき納得できるものでない限り、この計画を中止、凍結して検討が必要だと思います。多くの意見、声が必要ではないでしょうか。その意見を述べさせていただいて、次の質問に行きます。

「香芝市のまちづくりについて」

○中井政友 次の質問は、香芝市のまちづくりについてです。

本市のまちづくりの現状や課題を踏まえて、これからのまちづくりについて、景観や、現在、計画を進めている立地適正化計画、そして能登半島で発生した地震の被害や対応から防災の観点など、様々な視点からまちづくりをお聞きしたいと思います。

まず、景観についてです。本市では、昨年6月に都市緑地法に基づいたみどりの基本計画を策定しました。本計画において、緑が持つ機能として、環境保全やレクリエーション、防災、景観形成の4つの観点が示されています。中でも、景観形成について伺います。まず、景観形成の現状についてはどのように認識されているかをお願いします。

○議長（川田 裕） 中井議員に申し上げます。先ほどの演説の中で、保育所が一、二年でなくなると発言されておりましたが、それは訂正は要りませんか。

（7番中井政友「なくなるかもしれないというふうに訂正しますとの声あり」）

そういうことはないよな。

○副市長 計画を進めていく上で、安易に、一、二年でなくなるということはございません。

（7番中井政友「そういう心配されている人が多いのでというふうに言い換えたならよろしいですか」との声あり）

○議長（川田 裕） だったら、そういうふうに言い直してください。

○中井政友 先ほどの私の答弁で、保育所が一、二年でなくなると言いましたが、そういう心配をされている人が多いというふうに私は聞いていますというふうに変えさせていただきます。

○都市創造部長 本市における優れた景観として、広域的な視点では、奈良県の景観計画に、豊かな眺め、青垣を骨格とした形成された景観と記載されておりますように、二上山や明神山などの優れた眺望景観がございます。

また、自然景観としては、どんづる峯などの景観資源を有しております。

一方で、市街地においては、街路樹の植樹や公園の整備など、豊かな環境づくりを目指して取組が進められております。

○中井政友 こうした景観という視点について、まちづくりを行っていかねばならないというふうに考えますが、それは今後どのように進められていく予定でしょうか。

○都市創造部長 みどりの基本計画では、「青垣に囲まれた豊かな暮らし みどりが彩るまち かしば」という将来像を掲げております。この将来像を踏まえ、景観形成については、みんなで巡ろう、緑をつなげるという基本方針に基づいて、良好な景観の維持を図ることとしております。

○中井政友 この景観形成というのは大変重要なことですが、香芝市ではどのような実施をされているのかをお願いします。

○都市創造部長 本市においては、みどりの基本計画にも記載されておりますが、いろんなエリアから、二上山のすばらしい景色を見ることができますようにという形で、みどりの基本計画で定めさせていただいております。

○中井政友 本市では、奈良県の景観計画が実施されているというふうに聞いていますが、香芝市内では、どのような地域で規制されて、規制というか、景観条例が実施されているかをお願いします。

○都市創造部長 奈良県の景観計画では、本市全域を景観計画区域に定めております。

この計画では、景観計画区域の中でも、重点的に景観形成に取り組むべき区域を定めており、青垣など遠望の確保への配慮を行うことなどを方針として定めております。

本市では、西名阪自動車道の香芝インターチェンジの周辺道路や、中和幹線、国道168号の沿道が第2種特定区域に指定されております。

○中井政友 今、お答えしていただいた第2種特定地域というところに、香芝市は入っていると、一部入っているということですが、どのような規制がそこでは行われているのでしょうか。

○都市創造部長 建築物や工作物の新築、改築などにおいて、高さや面積など、一定規模を超える行為については届出が必要になります。

開発行為についての、面積や造成高さなどにより、届出を要する場合がございます。

○中井政友 景観といいましても、山や緑もあれば、広告物もある、建物もあるというふうに私は認識しています。

景観形成は、当初はこの起こりは東京のほうの国立市でマンションが建設される、住民が反対訴訟を起こした、このことが起こります。裁判では、景観についての住民の利益を認めたものの、建築基準法を満たしているとマンションの建設がされました。多くの地域でもこのような事件があった結果、2004年、平成16年に景観法が公布され、環境構成団体である地方自治体が定める景観条例が、景観法を背景に、景観問題に対して大きな役割を果たすことが可能になりました。

景観法自体が、景観を直接に規制することではなく、地方自治体の景観に関する方針、計画や条例、それに基づいて地域住民が締結する景観協定に実効性や法的強制力を持たせようとするものです。

しかしながら、この景観形成については、それぞれ地域の特性や特徴があり、独自性が強く求められます。

○中井政友 実際に県内でも幾つかの団体が独自の条例を制定されていると思いますが、それについてのご紹介をお願いします。

○都市創造部長 県内では、樫原市、桜井市、生駒市、葛城市、斑鳩町、明日香村の6市町村が独自の条例を制定しております。

その他の団体では、本市と同様に、県条例、県の景観計画の中で景観形成の促進を図っているところがございます。

○中井政友 香芝市の隣、二上山を挟む葛城市でも、二上神社口からすぐに、もうその地域に当たります。二上山を挟む太子町でも同様の条例がされており、香芝市の独自性が問われているのではないのでしょうか。二上山を挟む太子町でも同様の条例がされ、学ぶことが多いと思います。

しかし、その流れとは逆に、市民から、二上山の現状は歴史ある景観にそぐわなくなっているという声があります。町史にある柱状節理が見えなくなっている、太子町の北のダイヤモンドトレイルの入り口から南へ登っていくと、山中で騒音がしたり、大きな機械が動いているのが見える。二上山のある絶滅危惧種への影響が心配だなど、次々に明らかになっているどんづる峯地下ごう戦争遺跡の周辺地域も守ってほしいなどの声があります。

また、この地域の歴史を振り返りますと、春分の日や秋分の日、三輪山から日が昇り、二上山の馬の背に日が沈むことで、二上山の西に浄土があると考えられ、恵心僧都の浄土信仰などが生まれた背景があります。市内の多くの団体や施設でもふたかみや二上山などの名前を取り、シンボルとしての二上山があります。

この、景観の歴史や、景観を踏まえ、保全整備することも、まちづくりに役立つと思いますが、本市においても、特に二上山の眺望を保全する意味で、独自の景観条例を制定することについてはどのようにお考えでしょうか。

○都市創造部長 今のところ、本市では直ちに景観条例の制定は考えておりません。

しかしながら、特にご質問いただきました二上山の眺望は、みどりの基本計画にもありますように、本市にとって大変重要な景観資源として保全しなければならないと感じております。

景観形成は、地域の特性や特徴から、一点物と言えます。本日のご質問を踏まえまして、引き続き皆様の意見などもお聞きしながら研究を続けてまいりたいと考えております。

○中井政友 私も、よく當麻寺や、ふるさと公園、二上山によく行ったりします。そのときに葛城市のにぎわいを感じます。登山客や観光客の様子を見るにつけ、まちづくりの大切さを感じます。よいまちにするために、ぜひ研究していただき、いろんな場で審議会などを設

けていただきたいと思います。

次に、中項目、立地適正化計画についてお伺いします。

以前の一般質問にもありましたが、改めて、現在策定している立地適正化計画はどのようなものかをお聞かせください。

○都市創造部長 立地適正化計画は、都市全体の観点から作成する居住機能や、福祉、医療、商業等の都市機能の立地、公共交通の充実、防災などに関する包括的な計画であり、コンパクトで持続可能なまちづくりを進めるための指針となるものでございます。

○中井政友 ありがとうございます。

包括的な計画というふうにあります、今後の策定のスケジュールについてはどのようなものですか。

○都市創造部長 現在、原案についてパブリックコメントを実施しております。パブリックコメントの後に、本市の都市計画審議会にて審議をいただき、素案を取りまとめる予定としております。来年度には、議会にて審議を賜りまして、計画を策定する予定でございます。以上でございます。

○中井政友 立地適正化計画、もともと香芝市はそんなに多くない、22万平方メートルでしたか、小さい町です。しかし、これについては、コンパクト・プラス・ネットワークも付随すると言われています。公共交通の充実で、高齢者になっても地域でできる環境づくり、若者も子供たちもともに暮らせる社会づくり、香芝市はそんなに広くない町ですが、交通の便もよく、既にコンパクトにする必要はないと考えますが、高齢者や子供、働く人、誰でもがお買物や病院、保育所、学校など、日常生活圏で暮らせる環境づくりが必要です。

このような考えは、都市計画の教科書にも、まちづくりを進めていく基本として紹介されています。ぜひ、日常生活圏を大切にする施策の実行をお願いします。

それでは、質問させていただきます。

先ほど、立地適正化計画の説明の中で、公共交通や防災などに関する包括的な計画であると答弁がありましたが、公共交通や防災について、それぞれ具体的にどのような内容となるのかをお願いします。

○都市創造部長 立地適正化計画の中で、公共交通に関しては、誰もが地域公共交通を利用できる状況を維持するなどを目指して、持続可能な都市交通環境の形成を基本方針の一つとさせていただいております。

防災につきましては、防災については都市再生特別措置法の規定にありますように、防災指針として立地適正化計画に記載することとなっております。

○中井政友 今おっしゃられました防災指針についてもう少しお願いします。

○都市創造部長 立地適正化計画において示される、住宅や都市機能を有する施設の誘導を図る上で必要となる都市の防災に関する機能の確保、このための指針となっております。

この防災指針の具体的な内容でございますが、本市にて想定されている災害ハザードと

都市情報を重ね合わせて課題を抽出し、その対策など、施策や取組を示すこととなっております。

○中井政友 特に、この防災時における災害ハザードと都市情報、こういうのはどういうふうなものなのでしょうか。

都市創造部長 大規模な震度想定と液状化想定を災害ハザード情報として、人口密度、医療施設や福祉教育施設など、要配慮者の利用する施設、避難場所、緊急輸送道路といった都市情報とを重ね合わせて課題を抽出しております。

○中井政友 その課題を抽出するということについて、具体的にどういうふうにされていくのかをお願いします。

○都市創造部長 地震時の家屋倒壊による人的被害を防ぐため、耐震化の促進や、緊急輸送道路の確保が必要とされております。

以上でございます。

○中井政友 災害保全に移ってきましたので、もう少し防災について質問させていただきます。

立地適正化計画において防災指針が定められるけれども、能登半島で発生した地震の被害を受けて、改めて本市における防災上の課題や被害想定、避難体制など具体的な対応、対策についてお聞きします。何人もの議員の方が質問されましたので、重なっているところは、またはしょっていきたいと思います。

立地適正化計画の防災指針に基づいて、災害ハザードに対応した取組が進められているとのことですが、さらに震災発生時、このたび道路や鉄道などの施設にも大きな被害がありました。本市の職員の方も現地にて支援をされているということで、大変ありがとうございます。

私も、昨年、総務建設委員会で、広島に行かせていただいたところです。

本市における想定についてお伺いします。香芝市で地震災害に対してどのような想定されているか、簡単で結構ですので、再度お願いします。

○危機管理監 本市におきましては、平成16年の第2次奈良県地震災害想定調査報告書からとなりますけれども、中央構造線断層帯地震では最大震度が7となっており、避難者数は約2万2,000人の想定をしております。

○中井政友 重ねてすみません。

さきの答弁にありましたけれども、奈良県の想定が本当に現在でも言えるのか、県に問い合わせていただきたいと思います。想定外を想定することが、とっさの場合に動ける、そういう体制づくりになるのではないのでしょうか。

災害時に、市内で物資等を搬入することについても、能登半島での教訓が生かせます。国道165号や168号といった主要な道路を活用しようとするのが自然ですが、そのような計画をされていますが、道路に想定外の大きな被害が発生した場合は、どうした対応を取ることを、今、想定されているのでしょうか。

○危機管理監 万一、国道等が瓦礫で塞がった場合などは、撤去を最優先にするものと考えてございます。

また、道路自体が隆起等によりまして通行できない場合は、できる限り早く復旧を図るとともに、迂回路を選定し、奈良県等とともに共有していく必要があると考えてございます。

○中井政友 道路復旧できたらよいですが、できない場合、空路の活用も必要だと思いますが、ヘリコプターについてはどのような想定をされていますか。

○危機管理監 ヘリコプターの臨時発着場、こちらにつきましては、大阪商業大学のグラウンド、香芝市県民グラウンドなど7か所を想定しております。

ただし、災害の状況によりまして、場所はそのときに検討する必要があると考えてございます。

○中井政友 次に、避難所について伺います。

小・中学校でも避難所を指定されていますが、想定避難者数を賄えると考えられているのかどうかお願いします。

○危機管理監 小・中学校の体育館だけではスペース的には難しいものと考えてございます。状況に応じまして、教室などの活用を検討する必要があるかと考えてございます。

しかしながら、避難者の方の状況に併せまして教育現場の平常化、こちらとの兼ね合いもございますので、関係機関と協議しながらスペースの確保が必要となると考えます。

○中井政友 私も、ある小学校の近くに住んでいますが、私の思いとしては、住民全てを賄うのは難しいと。

そして、この前勉強しましたけれども、国の避難所の基準は、1人当たり二、三平米。1.7メートル掛ける1.7メートルで3平米です。長期の避難には耐えられないと思います。そうした前提があると、ふだんから各家庭での蓄えを充実して、何日間か過ごせるようにするような心がけが必要だと思います。食べ物、日用品に加え、寒さ、暑さ、通信といった備えをすることが、頻発する災害が現実になっている今、電気や水道、灯油、ガソリンについても、社会的に家庭が断絶してしまってもしばらく過ごせる量の確保を日常的に意識していると、そうした啓発を市役所として行うことが必要ではないでしょうか。

今までの経験でも、自助、公助、共助と言われていますが、災害時直後は、自助や共助が役立ったと、そうしたことが経験があります。まず、近所付き合いが必要だと思います。

市役所の職員の方々も、そのようなとき、自らも被災されながら職員として駆けつけねばならず、大変な思いをされてきたというふうなことを聞いています。地域防災計画では、震災発生時の職員の動員体制、これについてはどうなっているのかをお願いします。

○危機管理監 地域防災計画におきましては、震度4の地震が発生した場合、または南海トラフ臨時情報が発出された場合、私を中心といたしまして部長級以上の職員、生活安全部の職員、生活安全部につきましては全職員になります、部長級につきましても全部長級という形になりますけれども、その者で災害警戒態勢を取ります。

震度5弱で、市長を本部長といたしまして災害対策本部を設置し、全職員の50%の動員、震度5強以上では、全職員の自主参集というところになります。

○中井政友 いざというときの計画が必要だと思いますが、被災時は、先ほども言いましたが、自らも被災されながら駆けつけねばならない、職員の方々の思いが複雑なものになると、そういうふう過去の災害の経験から聞かされています。心のケアも大事だと思います。職員の参集予測等については把握できているでしょうか。

○危機管理監 毎年度、業務継続計画の中の書類といたしまして、現状での職員参集予測シートを作成しております。参集率は、1時間以内から12時間以内で4段階に分けた参集率を出しております。ちなみに、1時間以内で約12%、12時間以内で91%となっております。

○中井政友 半日以内に91%、9割の方が集まれるだろうと、そういうふうな統計を取られているということですね。

災害時、そうした市役所の方々、復旧のために昼夜を分かたず勤務しないといけなくなるということになると思いますが、特別に制限なく時間外労働を命令するような事態になると思いますが、そうしたことが可能なのでしょうか。

○企画部長 お答えいたします。

本市におきましては、災害時の時間外勤務につきまして、香芝市の職員の勤務時間、休暇等に関する規則第9条の2の2や、労働基準法第33条第3項により、例外として時間外勤務や休日勤務の命令を制限なく行うことは可能となっておりますけれども、当然、職員の健康確保に最大限配慮した形での勤務となるものと考えてございます。

ただし、収集センター等の現業職につきましては、時間外勤務、休日勤務に関する協定書、いわゆる三六協定で、特別条項としまして、災害時におけるごみの増大等による業務量の増加があった場合は、時間外勤務の上限、年360時間までを、年630時間まで延長できるという労使協定を結んでございますので、その範囲内で時間外勤務を命令するものとなります。

○中井政友 災害時の勤務、労基法33条により、特別な場合だけ適用されると、そういう規定があるということです。これを乱用するのではなく、互いの安全や健康を守りながら、市の復旧、復興に関わるという体制を組んでいただけることだと思います。

また、想定外の災害の下ですぐに対応できる人数がどれだけいるか、そうしたことも想定しておくことが大事だと思います。想定外の災害の場合、慌てることなくしっかりと動ける体制が、本当に今、現実化していると思います。

今回、幼・保再編方針について、またまちづくりについて質問させていただきました。ぜひ、子育てに何が必要かを十分に検討していただきたいし、景観についても審議会等を開いていただき、歴史的価値のある二上山の眺望を守っていただきたいというふうに思います。それが市長の掲げるSDGsにもつながることだと思います。

以上で、3月議会一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。